

第 1 章

計画の概要

1. 計画の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象区域
4. 計画の期間
5. 計画の対象

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

(1) 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」（以下、「地域交通法」という。）に基づく法定計画で、「地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿」を明らかにし、「まちづくりの取り組みとの連携・整合」を確保する「地域公共交通のマスタープラン」としての役割を果たすものです。

(2) 計画の目的

本市は、普天間飛行場の周りを幹線道路網や密度の高い市街地が取り囲み、不健全で非効率な都市構造となっております。一方、超高齢社会を迎え、移動手段の確保、維持がこれまで以上に求められています。誰もが住みやすく安全・快適で持続的発展が可能なまちづくりに取り組むため、公共交通網の維持充実に向けた基本方針や施策等を示す「宜野湾市地域公共交通計画」を策定します。

(3) 計画の役割

本計画の役割は、以下に示すとおりです。

- ① 本市の地域公共交通のマスタープランとして、望ましい地域公共交通の姿（基本的な方針と目標）を明らかにする
- ② 目標達成に向けて計画期間内に実施すべき施策・事業を示す
- ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスによるネットワーク構築を目指す
- ④ 都市計画や健康・福祉、環境、観光等の各まちづくり分野や地域・学校・企業等の多様な関係者と連携した公共交通のあり方を示す
- ⑤ 公共交通体系の改善を着実に実行していくための計画推進体制を示す

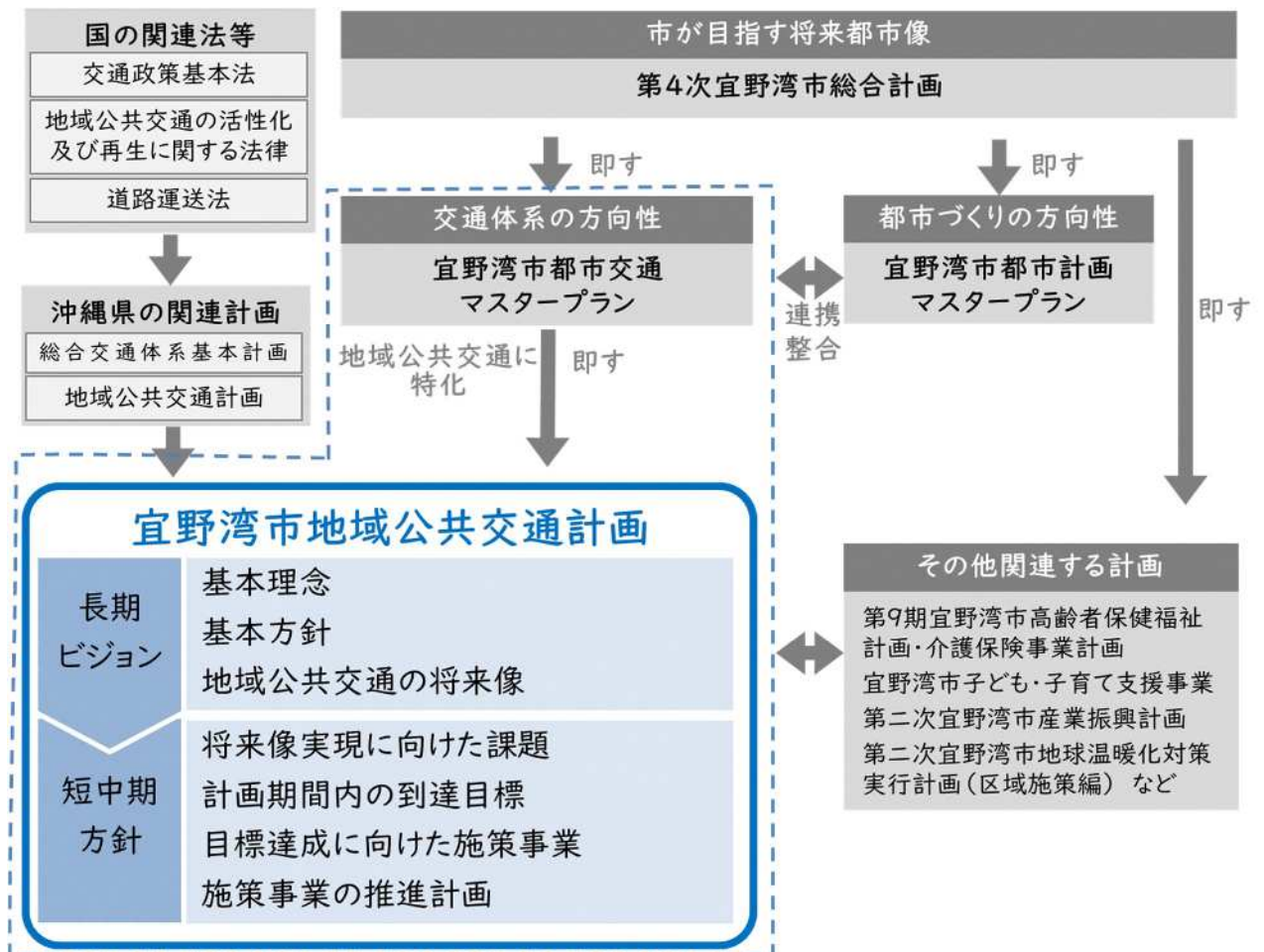
2. 計画の位置づけ

本計画は、「第4次宜野湾市総合計画」を上位計画として、「宜野湾市都市交通マスタープラン」に基づき「市民生活を支える公共交通体系の構築」を推進していくための計画です。

また、都市計画や福祉、環境、観光などの多分野の計画との調和・整合を図り、各種計画の推進を交通の面から支援するものです。

本計画は、地域交通のあり方や将来像を示す長期ビジョンと、将来像の実現方策に向けた短中期の取り組みにより構成されます。

■ 計画の位置づけ



なお、本計画は、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsへの寄与も目的とします。

SDGsは17の目標、169のターゲットから構成されていますが、公共交通分野では、目標11「住み続けられるまちづくりを」が直接的に寄与します。

また、公共交通の利用を通じて、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標3「すべての人に健康と福祉を」にも寄与します。



目標 11：住み続けられるまちづくりを

公共交通ネットワークの整備や利用しやすい環境づくりにより、車を運転できない方でも安心して暮らせるまちづくりに寄与します。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

過度な自動車利用から、移動の一部を公共交通利用に転換することにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与します。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

公共交通を利用することで、バス停まで及びバス停からの移動や、外出機会の増加に伴い歩行が増え、健康増進に寄与します。

3. 計画の対象区域

市全域を対象とします。

※一部、本市から対象区域外への交通サービスを含みます。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、毎年度、施策の実施状況や目標値の達成状況を検証・評価し、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

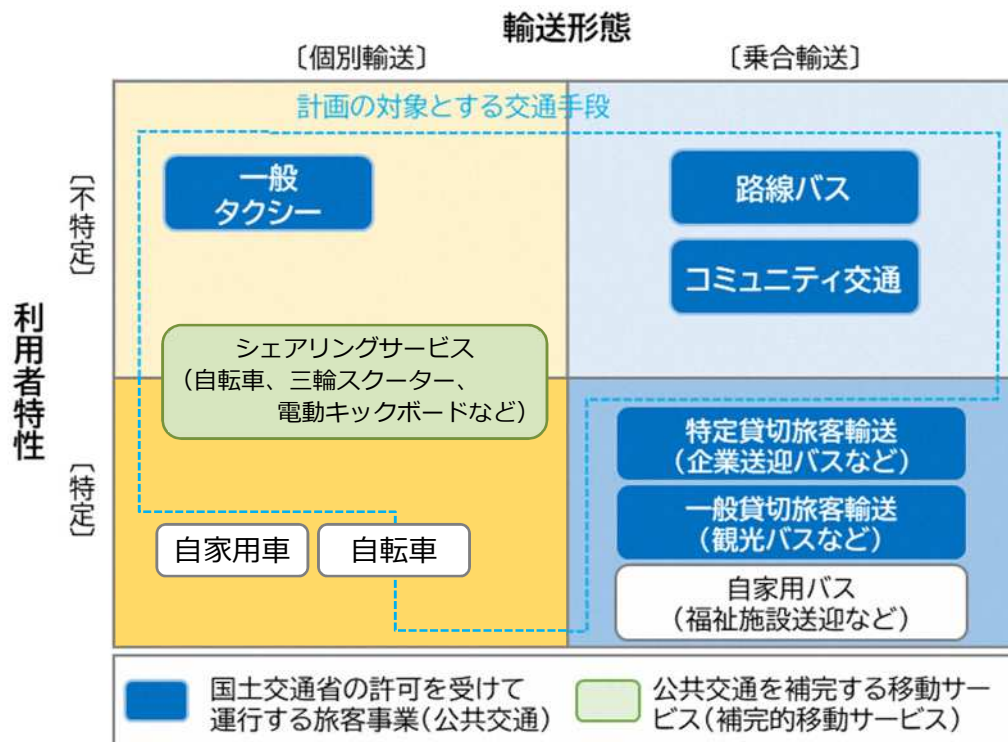
5. 計画の対象

本計画では、国土交通省の許可を受けて運行する旅客事業を「公共交通」と定義します。

その中でも、誰もが利用する旅客交通サービスである、路線バス、コミュニティ交通、タクシーを本計画の主な対象とします。

なお、シェアリングサービスも、市民生活を支える重要な移動手段として機能していることを踏まえて、細かなニーズへの柔軟な対応など公共交通と連携・補完することを念頭に、これらの移動サービスについて「補完的移動サービス」として定義し、本計画の対象として設定します。

■ 計画の対象



※コミュニティ交通とは・・・

既存の路線バスでは対応できないきめ細やかなニーズに対応し、地域の実情に応じた生活の足を担う公共交通として、地域(地域組織)・運行事業者・宜野湾市がそれぞれの役割及び責務に基づき、互いに連携、協力しながら運行する交通サービス

